

2016年
1月より

公社債・公社債投信の 税制が変わります!

(2015年10月版)

Point 1 公社債・公社債投信の特定口座での管理が可能になります

現行

特定口座での管理は不可

2016年1月～

特定口座での管理が可能

特定口座に組入れると、お客様に代わって野村証券が売買内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが簡便になります。

Point 2 公社債・公社債投信と株式等の損益通算[※]と、譲渡損(償還損を含む)の繰越しが可能になります

現行

株式・株式投信との損益通算は不可

2016年1月～

株式・株式投信との損益通算が可能譲渡損(償還損含む)は、翌年以降への繰越し不可譲渡損(償還損含む)は、確定申告をすることで翌年以降3年間繰越しが可能

※損益通算の対象は、株式・株式投信においては譲渡損益と配当金および分配金、公社債・公社債投信においては譲渡損益(償還損益含む)と利子および分配金です。

Point 3 公社債・外貨MMF等の譲渡益が課税対象になります

現行

原則非課税

2016年1月～

20%の申告分離課税[※]

また、公社債・外貨MMF等の利子と分配金(現行は源泉分離課税)、および公社債の償還益(現行は総合課税)も、申告分離課税の対象となります。

※復興特別所得税の対象となりますので、実際の税率は2037年末まで20.315%となります。

この課税方式は、現在の株式や株式投信の配当金・分配金(特別分配金を除く)、並びに譲渡損益の課税方式と同じです。

「申告分離課税」とは、他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独での税額を計算し納税する制度です。

〔ご参考〕国内公社債投信のお取扱い

国内公社債投信の収益分配金と解約・償還による差益(現行は源泉分離課税)も、上記と同じく申告分離課税となります。税率は現行と同じ20.315%です。

保有している公社債
や公社債投信は
どうなるの?

特定口座の
仕組みって?

2015年のうちに
売却する場合との
違いは?

詳しくは中面をご参照ください

2016年1月より

公社債・公社債投信を 特定口座にて管理できるようになります。

2015年12月末時点のお預り

2015年12月末時点で特定口座が開設されているお客様がお持ちの公社債・公社債投信は、原則、2016年初に特定口座に組入れさせていただきます。

組入れの 対象

2015年12月末時点〔受渡日基準〕で当社にて取得コスト等を確認できる
公社債・公社債投信

※特定口座に組入れる際にお手続きが必要な場合、また特定口座に組入れることができない場合があります。

公社債

国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債 等

野村証券で取扱いの円貨建て債券、外貨建て債券は、一部を除いて
該当します。

公社債投信

公募公社債投信の受益権、証券投信以外の公募投信の受益権 等

「野村MRF」「野村MMF」「ノムラ外貨MMF」「公社債投信」「ボンド・
セレクト・トラスト」等が該当します。

組入れの際の 取得コスト

特定口座に組入れる際の取得コストは、原則、買付時の精算金額（外貨決済の
場合は邦貨換算額）となります。

※取得コストは、法令に基づいて算出いたします。同一銘柄を複数回にわたって買付されている場合は、
所定の計算式に基づいて算出いたします。

特定口座への組入れを希望されない場合

対象となるお預りのすべてについて、特定口座への組入れを希望されない場合は、お手数ですが、
2015年12月上旬までにお取引店までご連絡ください。

（法令上、一部のお預りのみを特定口座に組入れることはできません。）

2016年1月以降のお買付

2016年1月以降は、特定口座が開設されていれば公社債・公社債投信を特定口座預りでお買付
いただけます。

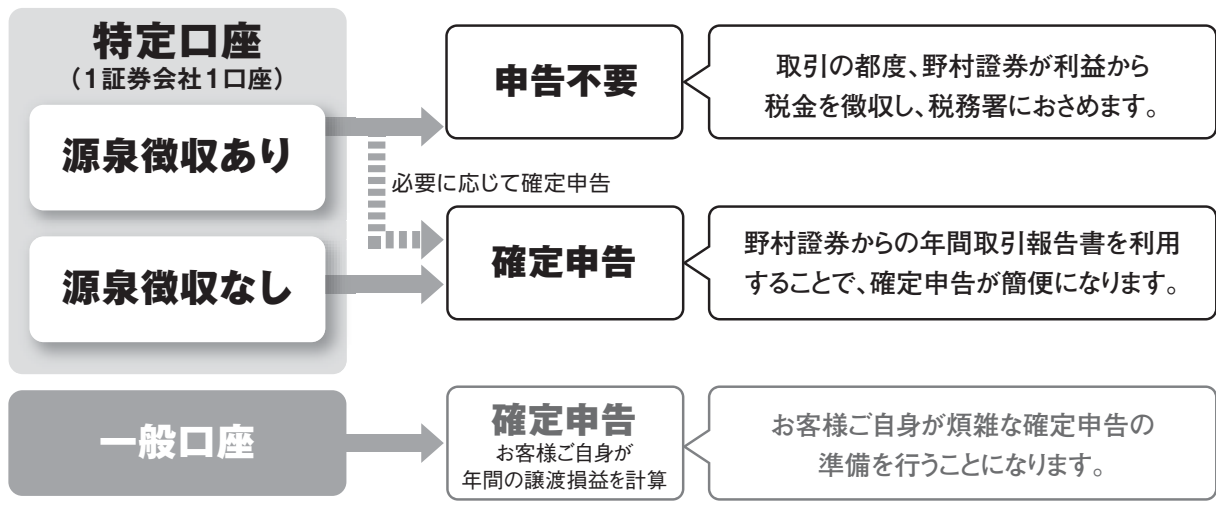
Q 「特定口座」の仕組みを教えてください。

A 特定口座内のお取引について、野村証券がお客様に代わって上場株式等の譲渡損益や配当金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。

- ・ 源泉徴収ありの場合…野村証券が納税手続きを行いますので、確定申告は不要*です。
- ・ 源泉徴収なしの場合…「特定口座年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行います。

*譲渡損等の繰越控除を利用する場合、また他の口座との損益通算をする場合は、確定申告が必要です。

特定口座の開設にはお手続きが必要ですので、お取引店までお申出ください。




*特定口座は、1つの証券会社で1口座のみ開設することができます。野村証券に複数の口座をお持ちの場合、そのうち1口座のみでのお取扱いとなりますのでご注意ください。ただし、野村ネット&コールとの包括特定口座をご利用のお客様は、包括特定口座を1口座として取扱いします。

Q 保有している公社債を2015年中に売却した場合と、2016年以降に売却した場合、税務上はどのような違いがありますか？

A 2015年中に売却した場合と2016年以降に売却した場合では、譲渡損益(為替損益を含む)の課税方法が異なります。

	2015年中の売却	2016年以降の売却
譲渡益	原則非課税	課税
譲渡損	翌年以降への繰越し不可*1	翌年以降3年間繰越しが可能*2

*1 2015年中の売却で発生した譲渡損は、税務上、考慮されません。
 *2 2016年以降の売却について、譲渡損の繰越控除を利用する場合は、確定申告が必要です。

 それ、
野村にきいてみよう。

野村證券